

岩手県告示第42号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関の指定に係る医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

令和8年1月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称		所在地	担当する自立支援医療の種類	変更年月日
変更前	変更後			
さやかクリニック	さいとうさやかクリニック	北上市飯豊20地割123番地1	精神通院医療	令和7年6月20日